平成 19 年度 年度計画

国立大学法人 長 岡 技 術 科 学 大 学

平成19年度 国立大学法人長岡技術科学大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

学部 - 修士一貫教育における具体的方策

- ・第3学年の学年始めに学力の修得度テストを実施し、更なる授業効果向上の方策を検討する。
- ・学生の語学力向上策の検討に基づき実施する。
- ・海外で実務訓練を行う学生数を全実務訓練生の 15%程度にすることを目指すとともに、海外実 務訓練の指導体制を充実させる。
- ・各課程の JABEE 資格認定の受審結果に基づき、指摘された事項を全学的に検討し、改善努力 する。
- ・経営情報システム工学課程、生物機能工学課程の JABEE 資格認定の準備を推進する。

教養教育における具体的方策

- ・教養教育等責任体制について、組織のあり方、責任範囲などについて検討し、充実化を図る。
- ・教養科目における履修目的を明確に学生に提示するとともに、履修方法の改善を図る。

基礎自然科学教育における具体的方策

(平成19年度は年度計画なし)

外国語教育における具体的方策

- ・学生の TOEIC 受験を推奨するため、TOEIC 新形式テストの開始に伴う受験対策用 web 教材をサーバーに置いて運用を始めるとともに、授業においても活用する。
- ・クラス別の授業レベル、進度、成績評価基準を設定するためのデータを収集し、検討する。
- ・3、4 年次の選択科目である「技能別英語」において、授業の効率化を図るために必修英語同様、一部の授業(TOEIC等資格取得を目的とした授業)においても、習熟度別クラス編成を試行する。さらに当該科目のクラス数の増加も試みる。

大学院修士課程の教育における具体的方策

・教養教育等責任体制について、組織のあり方、責任範囲などについて検討し、充実化を図る。

大学院博士後期課程の教育における具体的方策

- ・引き続き生物統合工学専攻の教育研究体制の充実を図る。
- ・学生を COE プロジェクト等に積極的に参画させ、学生自身の研究の高度化や資質の向上を図り、人材養成に資する。
- ・学生を外部機関との共同・受託研究に積極的に参画させ、それらを通じて創造的・実践的能力 を養成する。
- ・社会人学生に対し、長期在学年限コースの導入を検討する。

- ・博士論文審査のための公表雑誌の質量両面における合格基準の明確化と学外への公表を継続し て検討し実施する。
- ・学生の自主的研究活動のため、研究資金を支援する。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・ホームページや広報誌等を活用して本学の入試情報を多様な方法により積極的に公開する。
- ・学生募集要項、大学案内等の冊子の内容を充実し、適切・効果的に配布する。
- ・オープン・キャンパスの内容の改善及び質的向上を図る。
- ・県教委との連携による大学ガイダンスセミナーを充実させる。
- ・参加者からのアンケート及び本学教員からの意見を踏まえて高大連携事業の内容を充実させる。
- ・オープン・ハウスのアンケートを積極的に活用し、更なる改善充実を図る。
- ・高等専門学校生を対象としたオープン・ハウス、オープン・キャンパスを積極的に実施し、また、 出前授業は教員を組織的に派遣して訪問の効率化を図り、本学の教育内容・研究環境を効果的に 紹介する。
- ・本学教員と高等専門学校教員による教員交流集会を積極的に実施する。
- ・高等学校・高等専門学校の学生・教職員に対する意識調査及び分析を計画的に行う。
- ・学部1年、学部3年及び修士課程志願者に対する広報活動の在り方について効果的な方策を検討する。
- ・研究室単位での教育・研究内容及び所属学生のコメント等を掲載した、研究室ガイドブックを 改善し作成する。
- ・アドミッション・オフィス入試の導入に向け募集内容等を更に具体的に検討する。
- ・入学者選抜方法の改善に資するため、入学者の選抜試験における成績と入学後の成績等の追跡 調査を行う。
- ・入学志願者の資質を適切に評価するため、選抜方法の充実を図る。
- ・高等専門学校専攻科からの質の高い学生の受け入れ方法の充実を図る。
- ・外国人留学生の受入れに関し、学術交流協定校との更なる連携強化を図る。
- ・大学推薦特別枠のプログラムの見直しを行い、受け入れる。
- ・大学推薦特別枠に関する情報を有効に発信する方法を検討する。
- ・ツイニング・プログラム (海外の大学との連携教育プログラム) の拡充及び改善について検討する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・全課程、専攻で学士課程から修士課程に連動したカリキュラム編成の充実を図る。
- ・企業に在職する修了生へのアンケートを実施し、企業の要望を採り入れた教育課程の編成を検討する
- ・留学生に対する日本語、日本事情(文化、歴史、経済)教育の一層の充実強化を目指し、効果 的な教育を実施する。
- ・言語能力試験を有効に活用し、効果的な教育に役立てる。

- ・留学生に国内企業の現場の見学や実務体験を通じて、日本の産業構造やしくみに対する実践的 教育の促進を図る。
- ・各カウンセリングのより有効な実施方法を検討し実施する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・語学科目、演習科目等少人数教育が有効なものには複数クラスの並列開講等を検討する。
- ・学生の学力向上策として学習サポーター制度の改善充実を図る。
- ・クラス担当教員、指導教員等の連携及び機能強化を図る。また、アドバイザー教員制度の充実 により、学生の学習状況を的確に把握して、学生に指導助言を行う個別指導システムの整備を 図る。
- ・通学している正規学生(オンキャンパスの学生)に対して e ラーニングを活用した教育方法について検討する。
- ・eラーニングを活用した科目の充実強化を図り、大学院の社会人教育の教育方法を多様化する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・大学院のシラバスの充実を図る。
- ・シラバスにおいて成績評価基準を明確にするとともに、客観性、厳格性等を考慮した成績評価システムの導入を調査、検討する。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・学校教育法の改正に伴う教員組織の見直し及び学内組織の見直しにより、各系の教員定数を再 配置する。
- ・教養教育等責任体制について、組織のあり方、責任範囲などについて検討し、充実化を図る。
- ・連携大学院等により研究指導委託を推進する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・情報基盤推進本部と連携し、館内でのパソコン利用学習の促進のため、学生の IT 環境の調査を 行う。
- ・外国雑誌の電子ジャーナル化を推進し、充実を図る。
- ・電子ジャーナル及びデータベースの更なる利活用を推進する。
- ・マルチメディアシステムセンター、 e ラーニング研究実践センター等と学内施設との連携による教育環境を強化する。
- ・学部学生のための IT に関する教育環境を整備する。
- ・e ラーニングコンテンツ作成環境の充実を図るとともに、 e ラーニングのために作成したコンテンツの有効利用について検討する。
- ・e ラーニング実践モデル事業の運用実績を踏まえて、配信システムの更改、保守・運用体制の 強化を図る。
- ・他機関との教育交流を効率的に運用し、その充実強化について検討する。

- ・学生向けの講習会を一層充実させることにより機器・設備の利用促進を図る。
- ・「安全のための手引」を必要に応じて改訂するとともに、安全パトロールを継続して実施し、安全管理の徹底を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育改善組織を設置し、評価結果に基づく改善計画を策定し、実施する。
- ・アンケートの結果を検討し、また、教育に関するシンポジウムや外部評価等による学外の評価 結果を基に、教育の質の改善を図る。
- ・各種資料の保管・整理・活用体制を整備する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及び FD に関する具体的方策

- ・教員を対象とした授業の公開を行うことを通して、教育方法等の改善を促進し、かつその成果 を維持し共有するための、全学的な組織を設置する。
- ・引き続き授業アンケートを実施し、必要に応じ改善策を検討する。
- ・教育方法開発センターにおいてFDに関する具体的方策を検討する。
- ・コンテンツ作成に伴う責任の明確化を検討するとともに、ノウハウの学内共同利用を推進する。

学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項

- ・引き続き、高専機構と両技科大との懇談会等を活用して、高等専門学校との協議・連携強化を図る。
- ・海外の大学等との学術交流協定をより一層拡充し、相互学生交流の充実を図る。また、遠隔授業等の利活用を検討し、経費軽減等の対応も含めて対面授業によらない単位互換制度の確立と拡充を図る。
- ・海外の大学とのツイニング・プログラムによる連携体制を検討・確立・拡充し、学生教育・研究基盤を確保し、国際的な大学運営を推進していくために多目的機能を持ったネットワークを 構築し、教育等における海外拠点形成の確立と拡充を図る。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生の学習支援の具体的方策

- ・クラス担当教員、指導教員の機能強化を図るとともに、アドバイザー教員制度を充実させ、学生 の学習状況を的確に把握し助言ができる個別指導システムの構築を検討する。
- ・自学自習室の整備等、学生の学習環境を充実する。
- ・学生の学習支援用参考図書の内容及び冊数の充実・強化を図る。

学生の生活支援等の具体的方策

- ・平成 18 年度に設置した成績優秀な学生に対する VOS 特待生制度を更に推進する。
- ・開学30周年記念事業の募金の一部を用いて家計急変に伴う、修学及び生活が困難な学生に対する経済支援のための奨学金制度を設置する。
- ・学生宿舎等の改善整備計画に基づき改善を進めるとともに、開学30周年記念国際交流会館(仮

称)の新設を計画する。

- ・学生宿舎等において身障者対策の整備計画を再点検し、改修改善に努める。
- ・これまでの実績を踏まえ、課外活動施設及びスポーツ施設の環境整備を更に進める。
- ・就職支援部を設置し、学生の更なる就職活動支援を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

・平成 18 年度に設置された「生物統合工学専攻」を加えた博士課程 4 専攻を中心として先端的研究の高度化を促進する。

大学として重点的に取り組む領域

・21 世紀 COE プログラムに採択された研究分野を中心に、重点 4 分野における先端的研究を推進する。

研究水準向上のための具体的方策

- ・萌芽的研究を推進するため、研究経費を措置するとともに、科学研究費補助金の萌芽研究に積極的に申請する。
- ・萌芽研究やプロジェクト研究の立ち上げ等への展開を目指した学内の研究融合を促進する。
- ・プロジェクト研究、国際研究集会等に若手研究者を積極的に参加させる。
- ・21 世紀 COE プログラムによる国際シンポジウムを開催するとともに、国際会議、学会、シンポジウムを開催する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・技術シーズ集・成果集等を発行する。シンポジウム、研究報告会、新技術説明会等を開催する。
- ・企業等との共同研究、プロジェクト研究を推進し、産業界との連携及び技術移転の促進を図る。
- ・企業等との共同研究、技術開発センタープロジェクトを積極的に実施するとともに、企業の研究者・技術者等を受け入れて学内施設を提供する。
- ・社会人の研修生・研究生・大学院生等及び外部研究資金等を活用してポスドクを積極的に受け 入れて、若手研究者の育成を図る。
- ・特許セミナー、特許明細の作成講習会、特許の普及講習会等を開催することにより特許マインドを育成するとともに、インキュベーション活動を促進させる。
- ・先端技術について分かりやすく解説する一般市民向けの講座を開催する。
- ・21 世紀 COE プログラムを中心に国際シンポジウムの開催及び共同研究を実施し、アジア、中南米諸国の大学や研究機関との連携を強化する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・21 世紀 COE 国際シンポジウムを開催する。
- ・大型プロジェクトについては年度毎に報告書を公表する。また、シンポジウム開催による公表

を含め、内部評価・検証結果を学外へ公表する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・学長留保定数の増加を図り、重点研究領域等に機動的に研究者等を配置する。
- ・研究センターについて、機能的に研究が行える人員配置体制を整備する。
- ・リサーチ・アシスタントを大型プロジェクト研究等に重点的に配置する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・萌芽研究及び基礎研究並びに東南アジア等の諸外国の大学や高等専門学校との共同研究に対し て経費の配分を行う。
- ・学内公募制に基づき若手研究者に研究費配分を行う。また、COE 経費によりポスドク等若手研究者への研究費配分を行う。
- ・引き続き、外部資金のオーバーヘッド制による研究資金を全学的に有効活用する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・共同利用が可能な大型試験機器や大型分析装置等の研究設備の充実と有効活用を図る。
- ・学術的資料の電子化導入を推進する。
- ・本学と高専との電子ジャーナルコンソーシアムの更なる充実・強化を図る。
- ・高専との統合図書館システムの運用充実を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・特許出願支援システムの稼働状況を検証し、その有効的な運用について検討する。
- ・知的財産委員会に「知的財産管理活用専門部会」を設置し、特許の管理・活用を図るシステム を構築する。
- ・産学官連携コーディネーター(弁理士有資格者)を配置し、本学保有特許に関する諸活動を強 化・推進する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

・評価システムの充実を図る。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・高等専門学校・長岡技術科学大学教員交流研究集会を開催し、研究・教育面の連携を強化する。
- ・e ラーニングシステム等の情報技術を活用した研究交流を促進する。
- ・学内共同プロジェクト研究の企画と研究組織の立ち上げを戦略的に行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・各種審議会等への委員としての参画や地方公共団体等への協力については、引き続き教員評価 及び傾斜配分の評価項目のひとつとし、推進する。
- ・研究施設の学外からの利用を促進するとともに、特殊あるいは大型の研究設備については適切 な技術指導を行う。
- ・公開講座、技術開発懇談会、高度技術者研修を開催するとともに、アンケート等の実施により 社会ニーズを把握し、内容を充実させる。また、他大学、地方公共団体との連携による講座を 実施する。
- ・「長岡モノづくりアカデミー 開発設計コース」を開講する。
- ・地域連携を総合的に推進するための組織の設立を検討する。
- ・技術展示会、フォーラム等、地域社会の行事などに積極的に参加する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・研究成果の外部発信として、各種の研究成果情報をホームページに掲載し、外部発信機能を充 実させる。
- ・テクノインキュベーションセンターの事業を中心として、地域企業との交流フェア、分野ごと の各種研究交流会及び研究発表会等を実施する。
- ・インキュベーションブースへの利用を促進するとともに、シニアマネジメントアドバイザー、 外部専門家等による経営指導、開発研究支援のインキュベーション側面支援の強化を行う。
- ・分野ごとの各種研究交流会を本学主導で促進し、地域企業との共同研究の実施に結びつけるなど産学官連携を推進する。
- ・産業界等社会との連携に資するセンター等の見直しについて検討する。
- ・企業との包括協定を締結し、共同研究、技術交流等の事業を実施する。

国際交流等に関する具体的方策

- ・継続的、安定的な留学生の確保を目指し、受入れ体制の更なる整備・充実を図る。
- ・国際交流協定大学等との更なる学術交流の拡充を図り、ツイニング・プログラムや海外実務訓練の一層の推進・拡充を図る。
- ・国際化の一層の充実を図り、国際社会に対応できる社会人養成等を目指し、各種の連携事業を 検討・実施する。
- ・海外の教育拠点形成を確立・拡充する。
- ・国際交流事業の内容について一層の充実を図る。
- ・国際化に対応するため、海外に教育・研究拠点の形成を一層拡充する。
- ・日本学術振興会の研究者受入れ事業を始め、受入れに関する情報の収集、提供に努め、更なる受 入れ機会の有効活用を図る。
- ・外国人研究者の宿舎の確保に一層努める。
- ・学術交流協定校との研究者交流を更に活発化する。

(2)附属病院に関する目標を達成するための措置 本学該当なし

(3)附属学校に関する目標を達成するための措置 本学該当なし

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

機動的・戦略的な大学運営に関する具体的方策

- ・学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な教育研究活性化のため、学長裁量による研究経 費、教員ポスト、研究スペースの運用を可能にする制度を拡充又は推進する。
- ・引き続き、産学連携、労務関係等専門性を必要とする分野において、コンサルタントを活用する。
- ・新設の系の運営体制を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

・高等専門学校・専門高校等や企業等の要請を教育研究組織に反映させるため、今後の教育研究 組織の在り方を組織的に検討する。

教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策

・高等専門学校や専門高校の要請等に基づき、連携を強化するとともに、教育形態の多様化に対応 した進学機会を提供するため、新たな組織を設置し、検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人員(人件費)管理システムに関する具体的方策

・全学一元的な職員の雇用計画に基づき、人員配置を実施する。

教員人事の基本方針を達成するための具体的方策

- ・学校教育法の改正に伴う教員組織の見直し及び学内組織の見直しにより、各系の教員定数を再 配置する。
- ・適切な任期制の在り方の検討を踏まえ、具体の戦略的な任期制の導入を検討する。
- ・他の機関等との人事交流を推進する。
- ・高専機構との人事交流制度を検討する。
- ・実務経験を有する教員を確保するため、企業等に対し採用・公募を積極的に発信する。
- ・女性及び外国人の積極的な採用に努める。

事務系職員人事の基本方針を達成するための具体的方策

- ・経験及び適性を配慮し、計画的に人事配置を行う。
- ・学内研修として、SD研修、英語研修を継続して実施するとともに、他機関との合同研修に積極的に参加する。
- ・優れた人材の確保・養成や人事の活性化を図るため、引き続き他大学等との人事交流を積極的 に行う。

技術系職員人事の基本方針を達成するための具体的方策

- ・助教等への振分け後の教員と技術系職員を構成員とする、効果的な教育研究支援体制を検討する。
- ・資格・免許等の取得を積極的に奨励する。

教職員に係る人事評価システムを構築等するための具体的方策

- ・導入した人事評価システムについて必要な見直しを行う。
- ・事務局職員の人事評価を本格実施する。
- ・サバティカル制度に基づく研修を実施する。
- ・教職員の業績に基づく、インセンティブに富んだ適切な給与システムを策定する。
- ・評価システムを全学に公表し、勤勉手当及び昇給に反映させる。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ・引き続き、業務内容を精選し、事務処理の方法等の見直しを行う。
- ・業務内容、業務量の評価に基づき人員の再配置を実施する。
- ・必要に応じて事務処理要領等のマニュアルを見直し又は作成し、効率化を推進する。
- ・事務処理の効率化・合理化を図るため、事務分掌の恒常的見直しを行う。
- ・引き続き、事務処理の効率化を図るための事務情報化を推進する。
- ・業務のアウトソーシングの新たな導入に関し、業務の性質、経費、人事管理等について多角的 に検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部研究資金その他の自己収入の増加の具体的方策

- ・リエゾン機能強化により産学連携を推進し、外部資金の増加、技術移転の促進を図る。
- ・産学官連携コーディネーター(弁理士有資格者)を配置し、技術移転をより積極的に推進する。
- ・予算検討会議等で検討した外部資金の獲得状況等に応じた傾斜配分方針により、学内予算の配 分を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

経費の抑制に関する具体的方策

- ・人件費削減計画を策定し、平成19年度は概ね1%を目標に削減を図る。
- ・予算の計画的な執行を図るため、早期ヒアリングを実施し、早期学内配分を行うとともに、効率的な執行に努める。
- ・学内向けの通知や通信について、電子メールの利用やウェブ化によるペーパーレス化を推進し、 経費の削減を図る。
- ・照明器具等について順次省エネ機器への切り替えを進め、更に経費の削減を推進する。

- ・教職員に対し、更なる予算管理体制とコスト意識の向上を図るため、予算執行状況の確認可能 なシステムの利用を促進する。
- ・引き続き、業務委託の契約方法及び仕様内容等の見直しを行い、経費の削減を図る。
- ・アウトソーシングできる業務の洗い出し及び検討を行い、実施可能な業務についてはアウトソ ーシング化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の運用管理に関する具体的方策

・監事、会計監査人の指導等に基づき、外部資金等を安全・確実に運用管理する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

評価の充実のための具体的方策

- ・年度評価における業務運営等の共通事項に関する観点及び大学評価・学位授与機構の評価項目 等を参考に評価事項等の見直しを行う。
- ・教員情報総合データベースシステムの導入・稼動を推進する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

情報公開等の推進のための具体的方策

・対象者別の広報活動を充実する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的な方策

- ・教育研究の高度化に対応するスペース・機能を確保し、より有効活用を進めるために施設整備 の概算要求(博士課程研究実験棟等の改修)を行う。
- ・産学連携を進める上で必要な実験研究スペース確保のため、施設整備費の概算要求(技術開発 センターの改修)を行う。
- ・学生生活支援及び国際交流推進のため、開学 30 周年記念国際交流会館(仮称)の設計及び建設を計画する。
- ・作成された整備計画に基づき、スポーツ施設等の整備を進めると共に、潤いのある屋外環境形成にも努める。
- ・作成された整備計画に基づき、順次改修整備を進める。
- ・作成された案内標識等のグランドデザインに基づき、計画的な整備を進める。
- ・情報通信設備の能力不足解消や災害対策時の通信能力強化のため、施設整備の概算要求(電話 交換機設備のIT化)を行う。
- ・停電時の電源確保にかかる検討を踏まえ、必要箇所における個別発電機等の整備を進める。
- ・学外研究施設等の活用を進める。
- ・トイレの自動洗浄と乾式化については、バリアフリー対策も考慮し、計画的な改修整備を進め

る。

・省エネの推進のため、用途に応じた人感センサーによる照明の点滅や、高効率タイプの照明器 具への改修を整備計画に基づき進める。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・策定された施設情報のデータベース化の方針に基づき、各施設のデータベースの拡充を進める。
- ・施設の有効活用を推進するために、既設スペースの使用状況調査を継続するとともに、学長に 報告し大学全体としての有効利用を進める。
- ・スペースチャージの料金見直しを検討するとともに、共通スペースの拡大に努める。
- ・施設の管理基準に基づいた点検及び保守・管理等を積極的に行うことにより、施設の長期的有効利用を図る。
- ・省エネの意識拡大を図るため、省エネコンテストの継続を行うとともに、教職員及び学生への 啓蒙をより一層進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全衛生管理体制の充実・改善に関する具体的方策

- ・職員の健康障害の恐れのある環境を早期発見し、改善を徹底するために、衛生管理者を年度当初よりも少なくとも5人増員するとともに、産業医との連携により効果的な巡視を行う。
- ・「安全衛生管理活動計画」を策定し、計画的に取り組む。
- ・平成 17 年度以降実施してきた調査に基づき、引き続き、アスベストの含有が疑われる実験機器等の管理を徹底する。
- ・実験室等の安全管理を確保するため、引き続き、全学一斉の自主点検を年2回実施する。
- ・引き続き、MSDSの整備・活用状況について随時確認し、徹底する。
- ・引き続き、放射性物質、化学薬品等の管理システムについて検討する。
- ・安全管理の徹底を図るため、安全パトロールを継続して実施する。

安全教育の強化に関する具体的方策

・危険有害業務従事者等に対し、引き続き、安全研修計画に基づく研修を実施する。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

11億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画は想定していない。

剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・整備の内容	予定額	財源
		国立大学財務・経営センター施設
・小規模改修	総額	費交付金 (29)
・国際交流会館	2 5 9	寄附金及び目的積立金
		(230)

注)金額は見込であり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、 老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1)教員人事の基本方針
 - ・学校教育法の改正に伴う教員組織の見直し及び学内組織の見直しにより、各系の教員定数を 再配置する。
 - ・適切な任期制の在り方の検討を踏まえ、具体の戦略的な任期制の導入を検討する。
- (2)事務系職員人事の基本方針
 - ・経験及び適性を配慮し、計画的に人事配置を行う。
 - ・他大学等との人事交流を積極的に行う。
 - ・高専機構との人事交流制度を検討する。
- (3)技術系職員人事の基本方針
 - ・助教等への振分け後の教員と技術系職員を構成員とする、効果的な教育研究支援体制を検討 する。
- (4)教職員に係る人事評価
 - ・導入した人事評価システムについて必要な見直しを行う。
 - ・事務局職員の人事評価を本格実施する。
 - ・教職員の業績に基づく、インセンティブに富んだ適切な給与システムを策定する。

(参考1)19年度の常勤職員数 374人 また、任期付職員数の見込みを14人とする。

(参考2)19年度の人件費総額見込み 3,455百万円(退職手当は除く)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙)予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画

1.予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,150
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	4 5
国立大学財務・経営センター施設費交付金	2 9
自己収入	1,473
授業料及入学金検定料収入	1,400
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	7 3
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	8 2 1
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	8 1
計	6,599
+ш	
支出業務費	4,916
本 ^{4万} 員 教育研究経費	4,916
診療経費	0
一般管理費	7 8 8
施設整備費	2 9
船舶建造費	0
補助金等	4 5
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	8 2 1
貸付金	0
長期借入金償還金	0
計	6,599

[人件費の見積り]

期間中総額 3,455百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち,総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,994百万円)

- 注)退職手当については、国立大学法人長岡技術科学大学退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、本年度の
 - 予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
 - 『「運営費交付金」のうち平成19年度当初予算額4,063百万円,前年度よりの繰越額のうち使用見込み額87百万円』

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位 百万円)

区分	金額
費用の部	6,325
経常費用	6,325
業務費	5,629
教育研究経費	1,279
診療経費	0
受託研究費等	5 4 5
役員人件費	6 5
教員人件費	2,526
職員人件費	1,214
一般管理費	4 4 5
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2 5 1
臨時損失	0
収入の部	6 , 3 1 2
経常収益	6,312
運営費交付金	3,807
授業料収益	1 , 0 0 8
入学金収益	2 5 2
検定料収益	3 6
附属病院収益	0
受託研究等収益	5 4 5
補助金等収益	4 5
寄附金収益	2 6 6
財務収益	0
雑益	1 0 1
資産見返運営費交付金等戻入	1 3 9
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	1 0 7
臨時利益	0
純利益	1 3
目的積立金取崩益	1 3
総利益	0

注)受託研究費等は,受託事業費,共同研究費及び共同事業費を含む。 注)受託研究等収益は,受託事業収益,共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位 百万円)

区分	金額
資金支出	6,937
業務活動による支出	6 , 1 4 3
投資活動による支出	5 8 6
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2 0 8
資金収入	6,937
業務活動による収入	6,401
運営費交付金による収入	4,063
授業料及入学金検定料による収入	1 , 4 0 0
附属病院収入	0
受託研究等収入	5 4 5
補助金等収入	4 5
寄附金収入	2 7 6
その他の収入	7 2
投資活動による収入	3 0
施設費による収入	2 9
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	5 0 6

別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

工学部	機械創造工学課程 210人
	電気電子情報工学課程 210人
	材料開発工学課程 100人
	建設工学課程 100人
	環境システム工学課程 120人
	生物機能工学課程 120人
	経営情報システム工学課程 80人
工学研究科	機械創造工学専攻 184人
	(うち修士課程 184人)
	電気電子情報工学専攻 190人
	(うち修士課程 190人)
	材料開発工学専攻 94人
	(うち修士課程 94人)
	建設工学専攻 80人
	(うち修士課程 80人)
	環境システム工学専攻 100人
	(うち修士課程 100人)
	生物機能工学専攻 100人
	(うち修士課程 100人)
	経営情報システム工学専攻 60人
	(うち修士課程 60人)
	情報・制御工学専攻 38人
	(うち博士課程 38人)
	材料工学専攻 30人
	(うち博士課程 30人)
	エネルギー・環境工学専攻 28人
	(うち博士課程 28人)
	生物統合工学専攻 14人
	(うち博士課程 14人)
技術経営研究科	システム安全専攻(専門職学位課程) 30人